令和元年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題I】

商標法第50条(不使用取消審判)の規定に関し、以下の設問に答えよ。 ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- (1) 登録商標と使用商標の同一性について説明せよ。
- (2) 登録商標の使用の立証において、いわゆる「商標的使用」(自他商品・役務識別機能を 発揮する態様での使用)を必要とする立場と「商標的使用」を必要としない立場とがあ る。商標法第50条の趣旨に照らして、以下の①~③に答えよ。
 - ① 「商標的使用」を必要とする立場について説明せよ。
 - ② 「商標的使用」を必要としない立場について説明せよ。
 - ③ いずれの立場が妥当と考えるか論ぜよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

甲は、AOM県所在の法人格を有する農業協同組合である。甲の構成員は、甲が厳格な基準の下で品質管理を行ってきたAOM県の特産品である「りんご」の販売及びその加工品である「りんごジュース」の加工販売を行っており、その際、商標「AOMりんご」(普通に用いられる方法で表示する文字のみからなるもの、以下同じ。)を使用してきた。

一方、他人**乙**がAOM県産ではあるが上記の品質管理基準を満たしていない「りんご」を原料とする「菓子」に商標「AOMりんご」を使用して販売する計画を進めていることが判明した。

そこで**甲**は、商標「AOMりんご」について第 31 類「AOM県産のりんご」及び第 32 類「AOM県産のりんごを原料とするりんごジュース」を指定商品とする地域団体商標の商標登録出願をし、商標法第 76 条第 2 項に規定する手数料を納付した。

しかしながら、**甲**は、この地域団体商標の商標登録出願は商標法第7条の2第1項第1号の要件を具備しない旨の拒絶理由通知を受けた。

なお、上記の商標登録出願後、**甲**の構成員が商標「AOMりんご」を使用して販売する商品は、いずれも全国的に周知となった。

以上の事実を踏まえ、以下の設問に答えよ。

ただし、「りんご」、「りんごジュース」及び「菓子」の各商品は互いに類似しないものとする。

(次頁に続く)

- (1) 甲の商標登録出願に対する拒絶理由は、いずれの指定商品との関係におけるものであるか、その理由と共に説明せよ。
- (2) **甲**は、商標「AOMりんご」について、①拒絶理由と関係しない指定商品について地域団体商標の商標登録を受け、かつ、②拒絶理由と関係する指定商品についても、地域団体商標登録出願の出願日を確保しつつ、何らかの形で商標登録を受けることを考えている。①及び②のために**甲**が取り得る法的措置を、その要件と共に説明せよ。
- (3) 上記(2)により、**甲**は、商標「AOMりんご」についての地域団体商標の商標登録を受け、その後、当該商標は全国的に著名になった。そこで**甲**は、将来、**乙**がAOM県産のりんごを原料とする「菓子」について商標「AOMりんご」を使用した場合に、これを差し止めることができるよう、あらかじめ法的措置を取っておくことにした。このとき、**甲**が取り得る法的措置を、その要件と共に説明せよ。

【60点】